

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2019/12/16号 (No. 333)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 商務部報道官、「外商投資法の実施条例作成急ぐ」 (国家知識産権戦略網 2019年12月6日)

○ 中央政府の動き

1. 第26回日中特許庁長官会合が神戸市で開催(国家知識産権網 2019年12月6日)
2. CNIPA 申局長、第25回中韓特許庁長官会合に出席(国家知識産権網 2019年12月6日)
3. 第19回日中韓特許庁長官会合が神戸市で開催(国家知識産権網 2019年12月6日)
4. CNIPA と EPO、特許協力条約の枠組みにおける協力を強化(国家知識産権網 2019年12月4日)
5. 中央29部門、貿易の質向上に向けて行動計画を策定 知財権保護強化へ(中国知識産権資訊網 2019年12月4日)
6. 国家知識産権局、南京で知的財産権保護セミナーを開催(中国知識産権資訊網 2019年12月12日)
7. CNIPA、「中国知的財産権運営アニュアルレポート」抜粋版を発表(中国知識産権資訊網 2019年12月10日)

○ 地方政府の動き

1. 広州、大湾エリアにおける知財協力の新体制を模索(中国打撃侵権工作網 2019年12月10日)

○ 司法関連の動き

1. 「無印良品」商標訴訟、良品計画が中国企業に敗訴確定(中国保護知識産権網 2019年12月11日)
2. 最高人民法院知識産権法廷、「集中裁判ウィーク」を実施(中国打撃侵権工作網 2019年12月10日)
3. 上海市検察院、知的財産権保護研究センターを設立(中国保護知識産権網 2019年12月6日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 瀋陽税関、「ダブル11」期間中に権利侵害貨物1万4355点押収(中国打撃侵権工作網 2019年12月10日)

○ 統計関連

1. 江西省、1～10月の専利登録件数が4万7000件(江西省政府公式サイト 2019年12月8日)
2. 中国の知識集約型サービス貿易、1～10月が10.7%増(中国質量新聞網 2019年12月6日)

○ その他知財関連

1. 第9回アジア知的財産ビジネスフォーラムが香港で開催(中国保護知識産権網 2019年12月9日)
2. 中国知的財産権情報連盟が北京で発足(中国科技網 2019年12月11日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

- ★★★1. 商務部報道官、「外商投資法の実施条例作成急ぐ」 ★★★

来年1月1日の外商投資法の施行を控え、中国は外商投資法実施条例の早期発布を目指し、作成作業を進めている。12月5日、中国商務部が北京で開いた記者発表会において、高峰報道官が説明した。

高報道官によると、外商投資法実施条例の意見募集はすでに終了している。商務部は司法部と協力し、募集した意見やアドバイスを真摯に検討し、外商投資法と同時施行できるよう、条例のさらなる改善と早期発布に取り組んでいるという。

高報道官はまた、同部が国家市場監督管理総局と共同で作成した「外商投資情報報告弁法」も意見募集後の修正、改善段階に入っており、こちらも1月1日の同時施行を目指して作業を進めていると説明した。

(出典：国家知識産権戦略網 2019年12月6日)

<http://www.nipso.cn/one news.asp?id=48909>

○ 中央政府の動き

★★★1. 第26回日中特許庁長官会合が神戸市で開催★★★

12月3日午後、第26回日中特許庁長官会合が神戸市で開催された。日本国特許庁（JPO）松永長官と中国国家知識産権局（CNIPA）申局長が出席した。

申局長は、中国と日本は一衣帯水の隣国であり、CNIPAとJPOは重要な協力パートナーであると語り、長年に渡り知財分野で豊かな協力成果を獲得してきた双方が全面的な知財協力を強化し、経済発展とビジネス環境の改善を促進し、両国の産業界とユーザーに良好なサービスを提供するよう、JPOとともに努めていきたいと表明した。

松永長官は、双方による知財協力の長い歴史と豊かな成果を評価した後、新たなチャンスを把握して新たな課題にも対応するよう協力を一段と強化する必要があると語った。

両長官は過去1年間、特許、意匠、商標、自動化、審判、人的資源、法律制度などの分野で進めていた協力事業を回顧し、今後の日中協力について幅広く議論した。

(出典：国家知識産権網 2019年12月6日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1144455.htm>

★★★2. CNIPA 申局長、第25回中韓特許庁長官会合に出席★★★

12月3日午前、第25回中韓特許庁長官会合が神戸市で開催された。中国国家知識産権局（CNIPA）申局長と韓国特許庁（KIPO）パク庁長が出席した。

申局長は、特許審査、商標審査、意匠、自動化、審判、研修訓練などの協力事業で双方が獲得した成果を評価し、実務レベルの協力事業を更に推し進めていきたいと語った。パク庁長は、CNIPAとの各協力事業を重視するとし、現有の協力事業を引き続き推し進める上、イノベーション促進や知財保護に関する交流を強化し、知財保護の環境改善にも取り組みたいと表明した。

会合において両長官は、それぞれの最新の動きを説明し、過去1年の協力成果を回顧した後、商標や知財保護、研修訓練などに関する協力の強化で意見を交わし、今後の協力事業を確認した。

(出典：国家知識産権網 2019年12月6日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1144456.htm>

★★★3. 第19回日中韓特許庁長官会合が神戸市で開催★★★

12月4日、第19回日中韓特許庁長官会合が日本兵庫県神戸市で開催された。日本国特許庁（JPO）からは松永長官、中国国家知識産権局（CNIPA）からは申局長、韓国特許庁（KIPO）からはパク庁長が出席し、過去1年の協力成果を総括し、今後の協力について協議した。

会合において、それぞれの最近の動きを説明し、意匠及び商標分野の審査、審判、人材育成、民間知的財産権機関協力などについて意見を交換した。

同日午後、相互の交流と理解を深め、産業界の意見を幅広く聞き取ることが狙い、三庁は「日中韓の知財紛争処理システムに関する最新動向」をテーマとした第7回日中韓特許庁シンポジウムを開催した。

(出典：国家知識産権網 2019年12月6日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1144457.htm>

★★★4. CNIPA と EPO、特許協力条約の枠組みにおける協力を強化★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) と欧州特許庁 (EPO) がこのほど第13回長官会合を開催した。会合において、CNIPA を受理官庁とする国際出願の国際調査機関として EPO を指定することについて合意に達した。これを通じて、双方は特許協力条約 (PCT) 下の協力を強化する。来年にも施行される見通しで、英語で提出する PCT 国際出願を対象に2年間の試行プログラムを実施するという。

この協力により、中国国内の PCT 出願人には、国際特許戦略を最適化するためのより多くの選択肢が提供される。欧州特許庁を国際調査機関として選択することで、出願のスピードアップを希望する中国国内の PCT 出願人にとって1年近く時間を節約できる。PCT 国際出願は早期に欧州段階に入り、追加の欧州調査なしで直接、ファイル審査を行うことができるようになる。

(出典：国家知識産権網 2019年12月4日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1144374.htm>

★★★5. 中央 29 部門、貿易の質向上に向けて行動計画を策定 知財権保護強化へ★★★

中国はこのほど、「貿易の高品質な発展の推進に関する指導意見」(以下「意見」)を発表した。「イノベーション駆動、貿易競争における新たな優位性の育成」を加速させるにはどうすればよいかをめぐり、「知的財産権の保護と信用システムの構築」などの面から34条の意見が打ち出された。

同「意見」は、知的財産権の保護と信用システムの構築を強化すると明確にしている。▽権利侵害違法行為に対する処罰の強化▽知的財産権保護の国際協力拡大と、関連国際ルールの構築への積極的な参与▽海外における知的財産権の権利擁護支援機構の整備▽商務、知的財産権、税関、税務、外貨などの管理部門が情報を共有し、共同法執行を行う監視管理システムの構築▽経営主体の信用記録体制の確立と、信用喪失の共同懲戒の実施——などとしている。

「意見」はまた、ブランドの育成を加速する必要があると指摘した。業界性、地域性のブランドを大いに育成し、重点市場で一連の自主ブランドプロモーションを行い、中国ブランド製品の世界進出を推進する必要があると明らかにした。さらに特許、商標などの知的財産権の保護と模倣品の取締りを強化し、企業による海外での特許と商標の登録を支援する必要があるとした。

(出典：中国知識産権資訊網 2019年12月4日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=119979

★★★6. 国家知識産権局、南京で知的財産権保護セミナーを開催★★★

南京市が12月3日に開催した「経済競争力を高める知的財産権の保護行動」イベントの一環として、国家知識産権局・知的財産権保護司が知的財産権保護セミナーと国内外企業関係者を招いた座談会を開催した。

知的財産権保護セミナーに国家知識産権局傘下の商標局、専利局復審・無効審理部、最高人民法院・知識産権法廷、最高人民検察院・第7検察庁、国家司法部・行政執法協調監督局からの専門家が参加し、知的財産権の行政裁決、権利確定などをめぐって議論を交わした。

国内外企業約40社の関係者が出席した知的財産権保護座談会において、知的財産権保護司の職員は、知的財産権の保護能力の向上に関する企業のニーズや意見、アドバイスを聞き取り、市場主体が知的財産権保護で直面している課題などについて理解を深めた。

(出典：中国知識産権資訊網 2019年12月12日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=120132

★★★7. CNIPA、「中国知的財産権運営アニュアルレポート」抜粋版を発表★★★

国家知識産権局（CNIPA）運用促進司と知的財産権出版社が共同で作成した「中国知的財産権運営アニュアルレポート（2018）」は間もなく正式に出版される。第13回中国専利ウィークを応援するため、編集チームはこのほど、同レポートの抜粋版をオンラインで発表した。

同レポートは、これまでに毎年発表されている「中国専利運営アニュアルレポート」を格上げしたもので、譲渡許諾、金融投資、資産管理の3篇からなる。昨年度の専利、商標の運用に焦点を合わせて、データ分析と事例分析を行い、知的財産権運営に関する政策、実務、理論、製品などをまとめて説明した。

アニュアルレポートによると、昨年、中国の専利運営回数は25万3000回で、2017年より2.1%増加し、運営に利用された専利は23万6000件で、同3.1%増加した。商標の譲渡件数は39万3000件で、使用許諾件数は1万9000件であった。

（出典：中国知識産権资讯网 2019年12月10日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=120081

○ 地方政府の動き

★★★1. 広州、大湾エリアにおける知財協力の新体制を模索★★★

広東省広州市の黄浦区、広州開発区がこのほど、「広東香港澳門知的財産権相互承認、相互通用弁法（試行）」を共同で発布した。大湾エリアにおける知的財産権協力の新体制を模索し、相互通用を通じて相互承認を促して、3地による知的財産権優位の相互補完、共同発展を実現するよう努めることとしている。

「広東香港澳門大湾エリア建設3年行動方案」を徹底するための重要な施策として作成された同弁法は、サービス機構の誘致、就業奨励、仲裁調停、権利保護、金融支援、業界連動などに関する指導、支援の政策を明確にした。具体的には▽香港、澳門住民が設立したサービス機構に対する起業資金の補助▽知的財産権に関する仲裁、調停、訴訟などの業務に対する補助▽知的財産権の証券化による融資の利子補給——などの内容が盛り込まれている。

（出典：中国打撃侵權工作網 2019年12月10日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201912/20191200234459.shtml>

○ 司法関連の動き

★★★1. 「無印良品」商標訴訟、良品計画が中国企業に敗訴確定★★★

北京市高級人民法院はこのほど、日本の大手小売・良品計画が、中国で「無印良品」商標権（第24類）を保有する「北京棉田紡績品有限公司」（以下：北京棉田）と、無印良品商標権を巡って争っていた事件について、二審判決を下した。北京高裁は、良品計画の訴えを退け、商標権侵害行為の即時中止、中国ECサイトTmallの無印良品公式店舗でのコメント掲載、及び北京棉田に経済損失50万元と合理的な支出12万6000元（1元は約15.4円）を支払うよう命じた。

同訴訟は、中国で「無印良品」の商標権を保有する北京棉田が、良品計画と同社の現地法人無印良品（上海）を相手取り、訴えたのがきっかけであった。2001年4月、海南南華実業貿易会社が「無印良品」を商標登録し、タオルや枕カバー、ベッドシートなどの商品を含む「第24類」での商標権を取得した。2004年、同「無印良品」商標が北京棉田に譲渡され、北京棉田が2011年、「北京無印良品」という会社を設立した。2015年、北京棉田と北京無印良品が日本の良品計画を商標権侵害で訴えた。一審で良品計画側が敗訴したが、判決に不服し、北京高裁に上訴した。北京高裁は二審の判決で、「商標登録には地域性があり、良品計画は中国で北京棉田の商標権を侵害している」と認定し、一審判決を支持した。

(出典：中国保護知識産権網 2019年12月11日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfdy/201912/1945306.html>

★★★2. 最高人民法院知識産権法廷、「集中裁判ウィーク」を実施★★★

今後の裁判の参考となるような典型的事件に対して、集中的に公開判決を言い渡す「集中裁判ウィーク」は最高人民法院知識産権法廷の主催の下、9日～13日の日程で実施されている。

12月9日午前、最高人民法院知識産権法廷で、同一特許に関わる民事、行政の2つの事件の公開審理が行われた。2つの事件はいずれも控訴が却下され、元の判決が維持された。

技術類の知的財産権事件の裁判基準をさらに統一し、裁判の質と国際的影響力を高めるため、最高人民法院は12月9日から13日にかけて「集中裁判ウィーク」を展開することにした。期間中、知識産権法廷は6件の事件を公開審理し、全国人民代表大会（全人代）代表、全国政治協商委員、特別招請諮問員、特約監督員などを傍聴に招き、中国裁判所網、最高人民法院の公式ミニブログなどのプラットフォームで文字中継を行うことにした。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年12月10日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/201912/20191200234448.shtml>

★★★3. 上海市検察院、知的財産権保護研究センターを設立★★★

12月5日午後、上海検察機関・知的財産権保護研究センターが正式に設立された。上海市人民検察院・第三分院で開催された発足式典に、市検察院の龔培華副検察長、第三分院の徐燕平検察長、中国外商投資企業協会・優良ブランド保護委員会（QBPC）の丁宇主席が出席した。

上海検察機関・知的財産権研究保護センターは検察実務、研究、研修訓練、普及啓発の4つの機能を備えている。国内で率先して設立された知的財産権の総合的な実践研究拠点で、知的財産権関連犯罪を摘発する検察機関の能力向上、知的財産権に対する司法保護の強化が趣旨とされている。

(出典：中国保護知識産権網 2019年12月6日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jcjcjg/dfjcjcjg/201912/1945147.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 瀋陽税関、「ダブル11」期間中に権利侵害貨物1万4355点押収★★★

瀋陽税関は今年のショッピングフェスティバル「ダブル11」期間中に、知的財産権侵害の疑いがある貨物1万4355点を差し押さえた。その多くは国際的に有名なブランドであった。12月4日、瀋陽税関関係者が明らかにした。

「ダブル11」期間中、瀋陽税関は越境電子商取引を中心に、知的財産権の保護活動を強化した。主に衣類、靴、帽子、バッグ、時計など、権利侵害が多発する商品に焦点を当て、部門間の連携強化や検査方法の改善などを通じて、模倣品の摘発に注力していた。

今年、瀋陽税関は様々な施策を講じて、知的財産権の保護に努めている。同税関は大連税関や省市場監督管理局、省知識産権局と、輸出入分野の知的財産権保護について、協議連絡メカニズムの構築などの内容が盛り込まれた協力覚書を締結している。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年12月10日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201912/20191200234463.shtml>

○ 統計関連

★★★1. 江西省、1～10月の専利登録件数が4万7000件★★★

江西省は1～10月の専利（特許、実用新案、意匠）出願件数が7万2000件、登録件数が4万7000件にそれぞれ達した。この中で、特許出願が1万195件、特許登録が2200件であった。伸び幅ではい

ずれも全国平均水準を上回っている。12月6日、省市場监督管理局（知識産権局）関係者が明らかにした。

10月末時点の有効特許は1万2736件、人口1万人あたり特許保有件数は2.77件である。省市場监督管理局は今後2年で、知的財産権の高品質な発展に相応しい制度システムを確立し、2023年に特許出願が全体の3割を超える3万件以上、人口1万人あたり特許保有件数が5件に達するよう努めることとしている。

江西省はまた、中小企業の融資チャネル拡大を狙い、知的財産権担保融資の促進に取り組んでいる。1～11月の専利権担保融資は57件に達し、総額は8億7000万元に上る。

（出典：江西省政府公式サイト 2019年12月8日）

http://www.jiangxi.gov.cn/art/2019/12/8/art_393_1188665.html

★★★2. 中国の知識集約型サービス貿易、1～10月が10.7%増★★★

中国のサービス貿易の「実質的価値」が上昇を続けている。12月5日、商務部サービス貿易司の責任者は今年1～10月のサービス輸出入の状況を明らかにした。統計によると、1～10月、中国の知識集約型サービスの貿易総額は前年同期比10.7%増の1兆5135億6千万元（1元は約15.4円）、サービス輸出入全体に占める割合が34.1%に上昇した。

知識集約型サービス貿易のうち、輸出額は前年同期比13.0%増の7959億8千万元、輸入額は前年同期比8.2%増の7175億8千万元だった。伸び率が比較的高い分野を見ると、個人向け文化・娯楽サービス輸出入額の増加率が最高で、27.6%に達した。このほか、電気通信・コンピューターと情報サービスが19.1%増、金融サービスが14.8%増となっている。

同部のデータによれば、1～10月のサービス貿易輸出入額は4兆4392億7千万元で同2.6%増加した。うち輸出は1兆5772億3千万元で同9.0%増加、輸入は2兆8620億4千万元で同0.7%減少。サービス貿易の輸出から輸入を差し引いた貿易収支は1兆2848億1千万元の赤字で、赤字額は前年同期より1494億9千万元減少した。

（出典：中国質量新聞網 2019年12月6日）

http://www.cqn.com.cn/cj/content/2019-12/06/content_7869827.htm

○ その他知財関連

★★★1. 第9回アジア知的財産ビジネスフォーラムが香港で開催★★★

12月5日、香港特区政府と香港貿易発展局、香港設計センターが共催する第9回アジア知的財産ビジネスフォーラム（BIPアジア）が香港で開催した。各国から70名以上の専門家が出席し、知的財産権産業の最新の発展状況について議論を交わした。

香港特区の林鄭月娥行政長官が開幕式で、知的財産権の保護を重視し、知的財産権制度を引き続き強化する方針を表明した。林鄭長官はまた、▽特区政府がすでに商標登録関連の法案を立法会に提出した▽司法機関が今年5月に知財専門家リストを作成した▽2週間後に新しい特許登録制度を發布する——などと、特区政府の取り組みを説明し、これらの取り組みは香港の競争力向上に寄与するだろうとの認識を示した。

国家知識産権局の甘紹寧副局長は、知財制度のさらなる整備と特許制度の改革を進めている香港政府の活動を支援するとし、香港の新しい特許制度については、審査官の研修訓練など、多方面に渡る支援を行うと表明した。

（出典：中国保護知識産権網 2019年12月9日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/xg/201912/1945185.html>

★★★2. 中国知的財産権情報連盟が北京で発足★★★

中国知的財産権情報連盟が12月11日、北京で設立大会を開催し、発足した。

国家科技部の「区域を跨ぐ知的財産権サービス連盟」設立に関する要求に基づいて、中国専利技術開発公司、中国科技情報研究所、アリババクラウド、清華大学、北京理工大学を含む 12 の企業、大学、研究機関が共同で同連盟を発起した。知的財産権分野の情報、運営、管理、サービス、ビッグデータ、コンサルティングなどに携わる 300 以上の企業、研究機関が加盟している。開放、オープンソース、共有の条件下における知的財産権の運用、保護の需要を満たし、情報サービス関連技術の研究開発などを通じて、知的財産権サービスの標準化、知能化、一体化を実現することが趣旨とされている。

同日午後開催された中国知的財産権サービス大会において、同連盟は中国船舶・海洋工程産業知的財産権連盟、中国大学技術転移連盟、広東省知的財産権ビッグデータ実験室、江蘇省技術転移連盟、北京理工大学、南京中高知的財産権サービス会社とそれぞれ協力協定を締結した。

(出典：中国科技網 2019 年 12 月 11 日)

http://www.stdaily.com/index/kejixinwen/2019-12/11/content_841826.shtml

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved